

藤岡市農業委員会

令和7年第11回

定例会議事録

令和7年11月5日招集

令和7年藤岡市農業委員会第11回定例会議事録

令和7年11月5日、藤岡市農業委員会会長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第11回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 50号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 51号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 52号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 53号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
報告第 22号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 23号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (13名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏惠
6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 曜	9番 清水 春樹
10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行
14番 塚本 欣吾			

[出席農地利用最適化推進委員] (5名)

3番 根岸 秀利	5番 渡邊 義晴	14番 堀越 昭彦	15番 宮下 功
18番 斎藤 今朝男			

[事務局]

事務局長	横田 道明	事務局次長	真下 和弘
次長補佐兼係長	春山 崇	係長代理	宮原 優雅子
係長代理	笠原 謙亮		

(開会13時26分)

事務局次長 定刻まえではございますが、皆様お揃いですので、ただ今から令和7年第11回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和7年第11回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。13番川村委員、14番塚本委員の両名にお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第51号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとありますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時30分)
(再開13時56分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は下栗須のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、下栗須の農地3筆、面積936m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は岡之郷のTさんが、農業経営の規模拡大を図るため、岡之郷の農地2筆、面積1,742m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第50号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第50号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 50 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第 50 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 51 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長　報告いたします。議案第 51 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、東平井の A さんが、東平井の農地を農業用倉庫用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 363 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の N さんが、鬼石の農地を一般住宅用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 245 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長　　議案第 51 号整理番号 1 番と 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長　　挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長　　特に意見もないようですので、採決します。議案第 51 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 51 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 52 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 52 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 8 番の 8 件です。整理番号 1 番は市外の法人が、下戸塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 4,743 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は市外の法人が、下戸塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,398 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は市外の法人が、下戸塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,124 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は市内の法人が、岡之郷の農地を売買にて取得し、資材置場及び駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 836 m²、農地区分は第一種農地として判断されますが不許可の例外に該当します。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は市外の法人が、岡之郷の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 2,314 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は市外の法人が、岡之郷の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,779 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は市外の法人が、岡之郷の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 638 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 939 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 52 号整理番号 1 番から 8 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 1 番は許可と決定します。なお、議案第 52 号整理番号 1 番は面積が 3,000 m² を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 7 番は許可と決定します。なお、議案第 52 号整理番号 5 番から 7 番は一体利用としての面積が 3,000 m²を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取いたします。次に整理番号 8 番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 52 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 52 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 9 番から 12 番の 4 件です。整理番号 9 番は、市外の法人が、立石の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 826 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 10 番は、岡之郷の

Yさんが、中栗須の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積283m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号11番は、立石新田のTさんが、本動堂の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地1筆、面積469m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号12番は、市外のMさんが、三波川の農地を贈与にて取得し、山林用地として転用するもので、農地4筆、面積1,330m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第52号整理番号9番から12番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号9番について何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第52号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第52号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第52号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第52号整理番号10番は許可と決定します。次に整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第52号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 52 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 52 号整理番号 12 番は許可と決定します。続きまして、議案第 53 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。議案第 53 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。8 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めており、今回の対象地は 22 件です。9 ページの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 2 件です。以上で、議案第 53 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、議案第 53 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に關係する委員ですので審議終了まで退席いたします。

＜関係委員退席＞

職務代理 ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。議案第 53 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について何か意見がありましたら、お願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第 53 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進

計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてこれを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理

挙手全員でありますので、議案第 53 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長

続いて、報告第 22 号・23 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 22 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 1 件、5 条が 3 件ございます。詳細については 11 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 23 号ですが、議案書 12 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、5 条の許可証明が 5 件、耕作証明が 2 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今、報告第 22 号・23 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 7 年第 11 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 18 分)